

消費生活センターだより

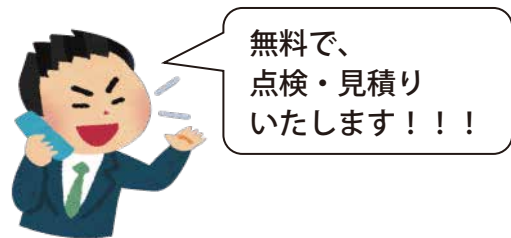
暮らしのレスキューサービスに関する悪質商法にご注意ください

トイレ修理、水漏れ修理、鍵の修理、害虫の駆除など、日常生活のトラブルに対処する、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」は、専門的な技術や知識がない消費者が困ったときの手助けとなる一方、各地の消費生活センターには、料金や作業内容などで事業者とトラブルになった相談が寄せられています。

1 トイレの調子が悪いため 無料点検等をうたう業者に電話



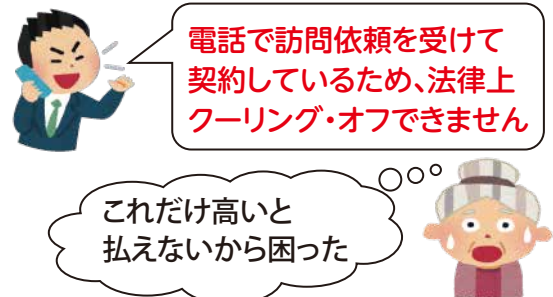
2 無料点検・見積りのために 家まで来てもらうことに



3 新品トイレとの交換を勧められ契約



4 クーリング・オフしようとすると・・・



(消費者庁HPより引用)

【ほかの相談事例】

シロアリ駆除の見積もりを依頼したが、その場で契約を断れない状況にされ、高額な契約をしてしまった。



鍵開けを依頼し、料金が高額だったため作業を断ったらキャンセル料を請求された。



「見積もり無料」の広告を見て蛇口の水漏れを確認してもらったら、「見積もりにかかった費用」を請求された。



○修理や駆除などの契約が、特商法上の訪問販売に該当する場合は、クーリング・オフなどができる場合があります。トラブルになったときには、消費生活センターに相談してください。

鈴鹿亀山消費生活センター 最近の相談事例

当センターにはさまざまな消費者に関する相談が寄せられています。寄せられている相談のなかで、最近の事例をご紹介します。

～排水管高圧洗浄の投げ込みチラシにご注意ください～

主に戸建て住宅にお住まいの方を対象として「排水管高圧洗浄キャンペーン」のチラシが配布されており、住民の皆様からの問い合わせや相談が増えています。

チラシは「〇〇地区にお住いの皆様へ」というように公共事業による工事と誤解を招くような内容であり、大きな文字で金額が記載され、地域一斉集中工事を行うため格安料金での実施が可能とあります。

なお、申込受付期間が短く、連絡を急がせるような内容となっておりますが、行政が個人の所有物である宅地内の排水設備に対して排水管清掃や無料点検を行うことはありません。

チラシの内容を鵜呑みにして業者を呼んでしまうと、ほかの工事も勧められるなど結果的に高額な契約を締結してしまう場合もありますので、十分に注意してください。

また、洗浄を依頼したい場合は、チラシなどで安易に判断をせず必ず複数の業者から事前に見積もりを取り、洗浄する箇所や内容を確認したうえで家族や周りの人に相談して決めましょう。

鈴鹿亀山消費生活センターは、令和3年11月1日（月）より、鈴鹿ハンターショッピングセンター2階へ移転しました。

窓口での相談：月曜日から金曜日 午前10時から午後5時

※電話相談は、午前9時から午後5時（昼休み 正午から午後1時）

（鈴鹿ハンターショッピングセンター2階見取り図）



～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住所：鈴鹿市算所二丁目5番1号 鈴鹿ハンターショッピングセンター2階

TEL:059-375-7611 FAX:059-370-2900

【平日 午前10時～午後5時まで（年末年始を除く）】

◎土・日・祝日（年末年始を除く）は「消費者ホットライン」188番へ

<発行元> 鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター